

「労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則」(案)の概要

1. 趣旨

神戸市では、地方公務員法十七条の二の定めに従って職員の採用選考を実施するために、「労務職員採用の選考に関する規則」を制定し、労務職員の採用選考基準を定めています。

「労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則」は、この基準を変更するために必要な改正を行うものです。

2. 改正の理由

現在、労務職員の採用選考要件のうち、体力検査の基準は、「労務職員採用の選考に関する規則」において定めています。時代の変化を鑑み、より幅広い人材を確保するため、柔軟な選考を行うことを目的として、規則ではなく、採用選考計画において基準を定めるよう変更する改正を行います。

3. 規則改正の内容

「労務職員採用の選考に関する規則」の第1項において、「選考により採用することができる労務職員の職は、別表第1職の欄に掲げる職とし、その選考の基準は、同表職の欄に掲げる職に応じてそれぞれ当該資格要件の欄に掲げる資格要件を有し、かつ、別表第2に定める体力検査及び別に定める身体検査に合格することとする。」と規定されていますが、別表第2を規則から削除します。

4. 施行予定日

令和4年4月1日